別記様式第十四号及び別記様式第十五号を次のように改正する。

別記様式第十四号（第十条関係）

第　　号

検　査　証　明　書

検査請求者
住　　所
氏名又は名称

1　検査年月日
令和　　年　　月　　日

2　検査成績

種　　類	生産年度	銘　　柄	包装の種類	等　級	数　　量	備　　考

上記の事項を証明する。

令和　　年　　月　　日
何　　登録検査機関

備考
1　もみ、玄米、精米に係る生産年度は、当年産のもののみ記載するものとする。
2　登録検査機関名に併せて農産部検査を行った農産物検査員の氏名を記載することができる。

別記様式第十五号（第十条関係）

成　分　検　査　受　検　票

検査請求者　　氏名又は名称
住　　所　　都（道府県）　郡（市）　町（村）(字)
代　理　人　　氏名又は名称
住　　所　　都（道府県）　郡（市）　町（村）(字)

成　分　検　査　の　項　目

何　登録検査機関
及び
試料採取年月日

備考
1　記載事項中試料採取年月日を除いては、検査請求者において記載することができる。
2　その他は、別記様式第９号の備考１、３及び５と同様とする。

別記様式第十六号の様式中「農産物検査員」及び「氏　　名　　印」を削り、「備考　登録検査機関名に併せて農産物検査を行つた農産物検査員の氏名を記載することができる。」を加える。

附　則

（施行期日）
第一条　この省令は、令和三年九月一日から施行する。

（経過措置）
第二条　この省令による改正前の農産物検査法施行規則別記様式第九号から別記様式第十二号までの様式については、この省令による改正後の農産物検査法施行規則別記様式第九号から別記様式第十二号までの様式にかかわらず、令和五年八月三十一日までの間、なおこれを使用することができる。この場合においては、これらの様式中「左記の事項」とあるのは、「左記（皆掛重量を除く。）の事項」と読み替えるものとし、皆掛重量に関する記載は検査証明書に含まれないものとみなす。